（詳細版）

令和７年度
大気環境、水環境、ダイオキシン類、自動車騒音
及び環境放射能の調査結果

令和８年１２月

大　分　県

目　次

第１　大　気　環　境　3

１　大気環境常時監視測定結果　3

(1)　測定局及び測定項目　3

(2)　環境基準の達成状況　4

(3)　各大気汚染物質の調査結果(経年変化等)　5

2　有害大気汚染物質調査結果　12

(1)　調査地点及び測定項目　12

(2)　測定結果　12

第２　水　環　境　15

1　公共用水域の水質調査結果　15

(1)　健康項目(人の健康の保護に関する環境基準)　15

(2)　生活環境項目(生活環境の保全に関する環境基準)　15

2　地下水水質調査結果　19

(1)　環境基準項目　20

(2)　要監視項目　22

第３　ダイオキシン類　23

1　環境中の調査結果の概要　23

2　特定施設設置者による測定結果　26

第４　自動車騒音　29

第５　環境放射能水準調査　30

第1 大 気 環 境

1 大気環境常時監視測定結果

(1) 測定局及び測定項目

大気汚染の状況を把握するため、「大気汚染防止法」第 22 条第 1 項に基づき、環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質について、9 市 1 町の 25 測定局で常時監視を行った。なお、津久見市と日出町の測定局は年度途中で測定局の移設を行った。

測定局ごとの測定項目及び環境基準達成状況を、表 1-1-1 に示す。

表 1-1-1 環境大気測定局の測定項目及び環境基準達成状況

No.	市町村	設置主体	測定局	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質
一般環境大気測定局									
1	別府市	県	青山中学校	○	○	○	×		○
2	中津市	県	中津総合庁舎	○	○	○	×		○
3	日田市	県	西部振興局	○	○	○	×		○
4	佐伯市	県	南部振興局	○	○	○	×		○
5	津久見市	県	津久見市役所	○	○	○	×		○
			津久見高等学校	－	－	－	×		－
6		市	青江小学校	○	○	○			
7		〃	堅徳小学校	○	○	○			
8	豊後大野市	県	豊肥保健所	○	○	○	×		○
9	由布市	県	由布保健部	○	○	○	×		○
10	国東市	県	国東高等学校	○	○	○	×		○
11	日出町	県	日出町鷹匠	○	○	×	×		○
			日出総合高等学校	－	－	－	×		－
12	大分市	市	王子中学校	○	○	×	×		○
13		〃	南大分中学校	○	○	○	×		
14		〃	西部清掃事業所	○	○	×	×		○
15		〃	東大分小学校	○	○	○	×		○
16		〃	三佐小学校	○	○	○	×	○	
17		〃	大東中学校	○	○	○	×		
18		〃	敷戸小学校	○	○	×	×		
19		〃	大在小学校	○	○	○	×		○
20		〃	坂ノ市中学校	○	○	○	×		
21		〃	丹生小学校	○	○	○	×		
22		〃	戸次中学校	○	○	○	×		○
23		〃	佐賀関小学校	○	○	○	×		○
自動車排ガス測定局									
24	大分市	市	中央測定局		○	○		○	
25		〃	宮崎測定局		○	○			

○ 環境基準を達成
× 環境基準を非達成

○ 一般環境大気測定局 ・・・

工場・事業場や自動車等の発生源の影響を直接受けない住宅地等の一般的な生活空間における大気状況を常時監視することを目的に設置される測定局。

○ 自動車排ガス測定局 ・・・

交差点、道路、道路端付近など、自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置される測定局。

(2)　環境基準の達成状況

大気汚染に係る環境基準の達成状況を表 1-1-2 に示す。

微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素については、調査を実施したすべての測定局で環境基準を達成した。

一方、光化学オキシダントについては、全国的にも達成率が極めて低い状況であり、測定したすべての測定局で環境基準を達成できなかった。

また、浮遊粒子状物質については、令和 7 年 6 月下旬から 9 月上旬にかけて新燃岳で噴火が断続的に発生し、特に火山活動が活発化した 7 月上旬に、噴火の影響によるものと考えられる濃度の上昇が見られ、県内の一部測定局で環境基準を超過した。

表 1-1-2(a)　環境基準の達成状況(一般環境大気測定局)

区　　分	測定局数 (R8.3 末)	環境基準 達成局数	達成率 (%)	6 年度全国 達成率 (%)
二酸化硫黄	23　(　11　)	23　(　11　)	100	99.6
二酸化窒素	23　(　11　)	23　(　11　)	100	100
浮遊粒子状物質	23　(　11　)	19　(　10　)	83	100
光化学オキシダント	21　(　9　)	0　(　0　)	0	0
一酸化炭素	1　(　0　)	1　(　0　)	100	100
微小粒子状物質（PM2.5）	15　(　9　)	15　(　9　)	100	99.5

(　)内は大分市の測定局を除いた数（再掲）

（注）　県の測定局 9 局（別府市、中津市、日田市、佐伯市、津久見市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町）

市の測定局 14 局（大分市 12、津久見市 2）

表 1-1-2(b)　環境基準の達成状況(自動車排ガス測定局)

区　　分	測定局数 (R8.3 末)	環境基準 達成局数	達成率 (%)	6 年度全国 達成率 (%)
二酸化窒素	2　(　0　)	2　(　0　)	100	100
浮遊粒子状物質	2　(　0　)	2　(　0　)	100	100
一酸化炭素	1　(　0　)	1　(　0　)	100	100

(　) 内は大分市の測定局を除いた数（再掲）

(3)　各大気汚染物質の調査結果(経年変化等)

ア　二酸化硫黄

一般環境大気測定局 23 局において調査を実施した。1 日平均値の 2%除外値(注) は 0.003～0.007ppm の範囲にあり、調査を実施した 23 測定局すべてで環境基準(日平均値が 0.04ppm 以下であること)を達成していた。

年平均値の推移は図 1-1-1 のとおりであり、近年は横ばい傾向である。

(注) 2%除外値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値のことである。

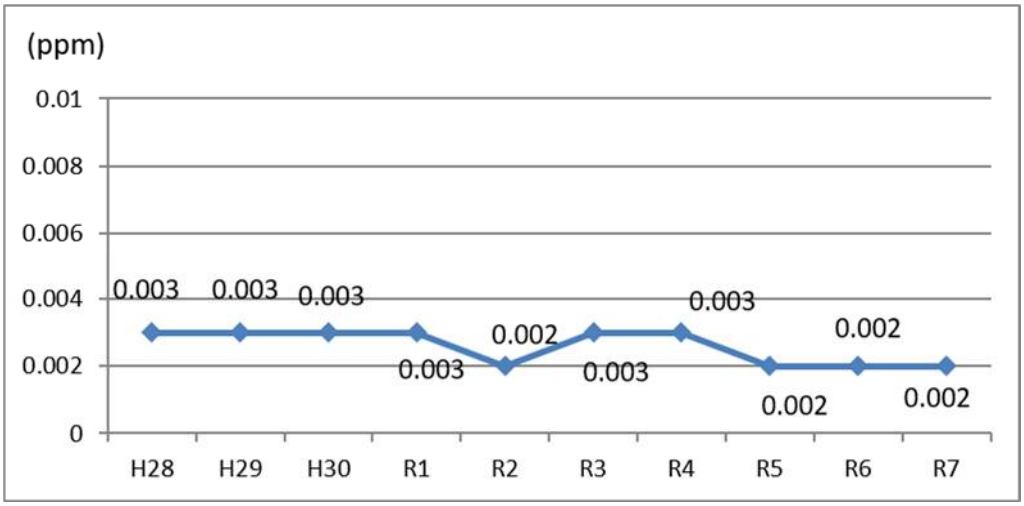


図 1-1-1　二酸化硫黄に係る年平均値の経年変化(一般環境大気測定局)

イ　二酸化窒素

一般環境大気測定局 23 局、自動車排ガス測定局 2 局において調査を実施した。

1 日平均値の年間 98%値(注)は、一般環境大気測定局では 0.007～0.021ppm、自動車排ガス測定局では 0.015～0.017ppm の範囲であり、調査を実施した 25 測定局すべてで環境基準(日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること)を達成していた。

年平均値の推移は図 1-1-2 のとおりであり、一般環境大気測定局、自動車排ガス測定局ともに近年は減少傾向である。

(注) 98%値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%に当たる値である。

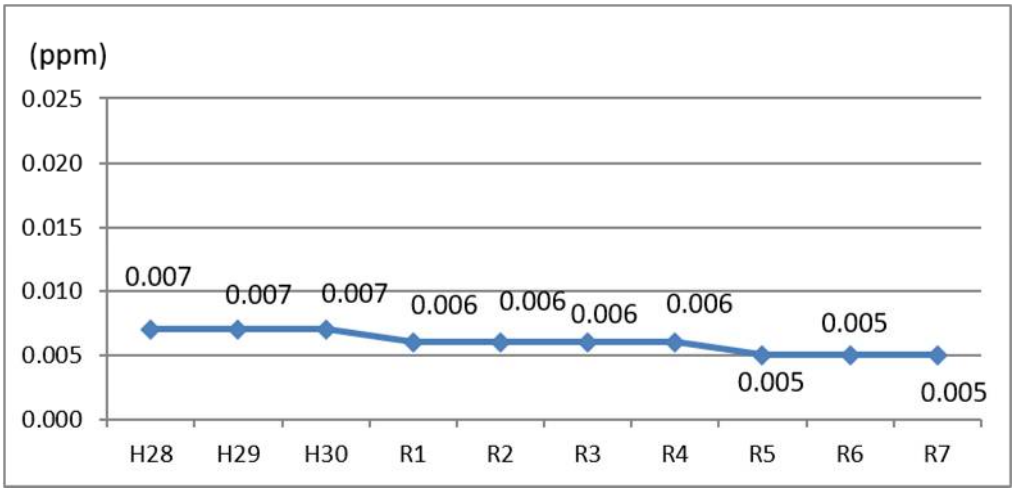


図 1-1-2(a)　二酸化窒素に係る年平均値の経年変化(一般環境大気測定局)

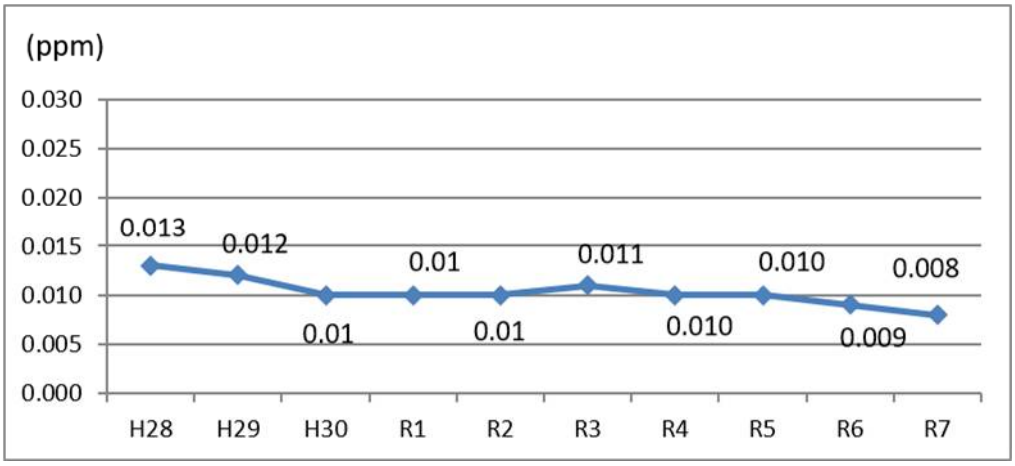


図 1-1-2(b)　二酸化窒素に係る年平均値の経年変化(自動車排ガス測定局)

ウ　光化学オキシダント

一般環境大気測定局 21 局において調査を実施した。調査を実施したすべての測定局で、環境基準(1 時間値が 0.06ppm 以下)を超過した時間があったため、環境基準を達成しなかった。なお、令和 6 年度の全国の一般環境大気測定局の達成率は 0%であり、全国的に見ても環境基準の達成は困難な状況である。

年平均値の推移は図 1-1-3 のとおりであり、近年は横ばい傾向である。

なお、光化学オキシダントに係る緊急時等の発令(＊)については、令和 7 年度は、発令は行わなかった。

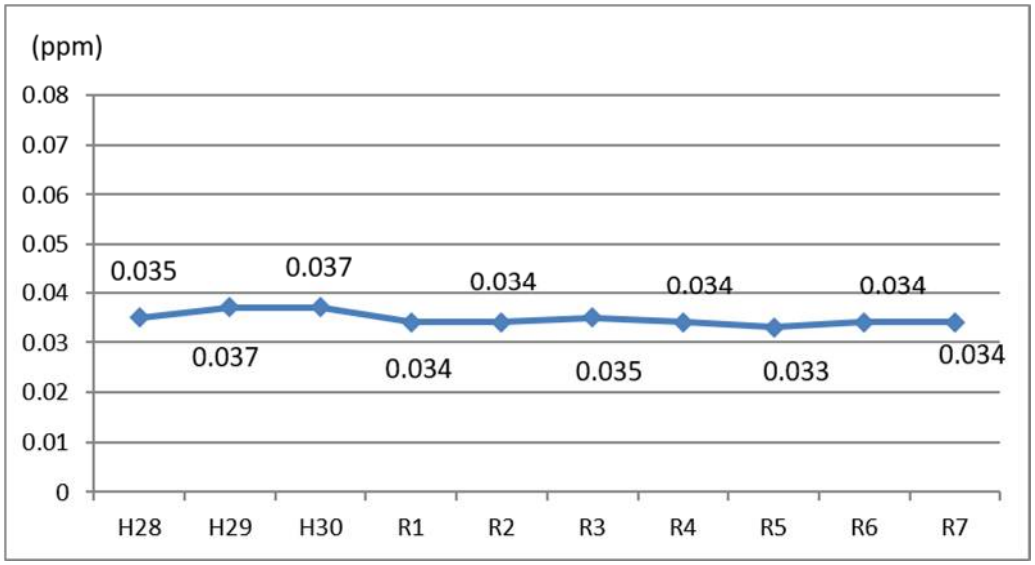


図 1-1-3　光化学オキシダントに係る昼間(5 時～20 時)の 1 時間値の年平均値の経年変化

＊　光化学オキシダントに係る緊急時の発令基準

【予報】

前日、注意報が発令され、翌日も気象条件等からみて、注意報の発令が予測されるとき。

または、1 測定点において、オキシダント濃度が概ね 13 時までに 0.10ppm を超え、かつ、気象条件等からみて、さらにその状態の一段の悪化が予測されるとき。

【注意報】

1 測定点において、オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象条件等からみて、その状態が継続すると認められるとき。

エ　浮遊粒子状物質

一般環境大気測定局 23 局、自動車排ガス測定局 2 局において調査を実施した。

1 日平均値の 2%除外値(注)は、一般環境大気測定局では 0.024～0.055mg/m³、自動車排ガス測定局では 0.032～0.035mg/m³ の範囲であり、調査を実施した 25 測定局すべてで環境基準(日平均値が 0.10mg/m³ 以下であること)を達成していた。

年平均値の推移は図 1-1-4 のとおりであり、一般環境大気測定局、自動車排ガス測定局ともに近年は横ばい傾向である。

(注) 2%除外値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値のことである。

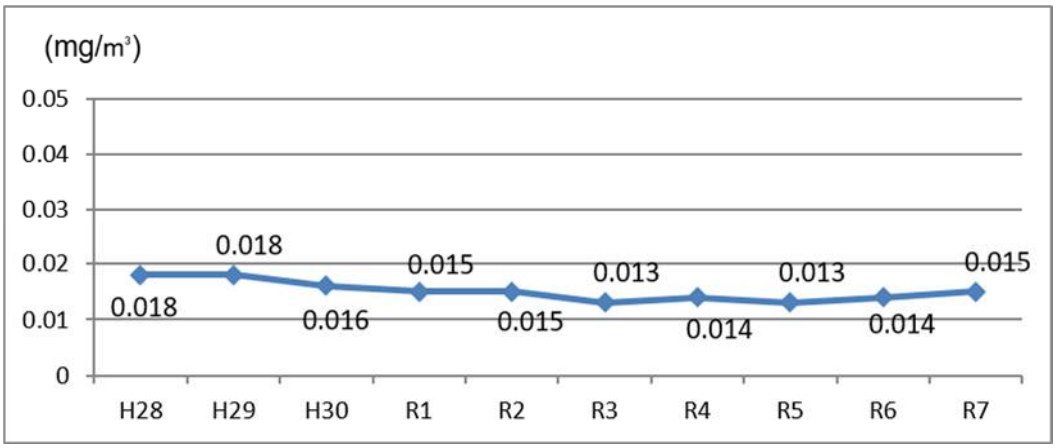


図 1-1-4(a)　浮遊粒子状物質に係る年平均値の経年変化(一般環境大気測定局)

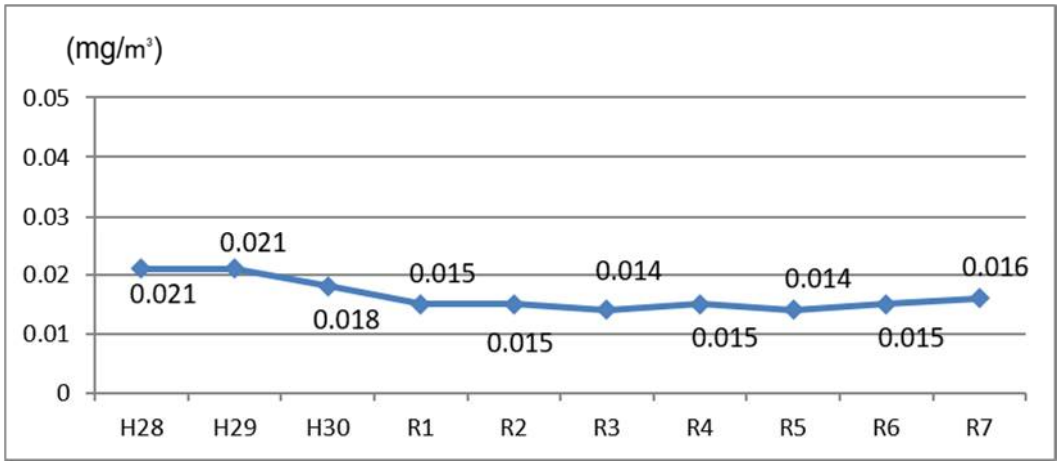


図 1-1-4(b)　浮遊粒子状物質に係る年平均値の経年変化(自動車排ガス測定局)

オ　一酸化炭素

大分市内の一般環境大気測定局 1 局、自動車排ガス測定局 1 局において調査を実施した。

1 日平均値の 2%除外値(注)は、一般環境大気測定局では 0.4ppm、自動車排ガス測定局では 0.5ppm であり、調査を実施した 2 測定局すべてで環境基準(日平均値が 10ppm 以下であること)を達成していた。

年平均値の推移は図 1-1-5 のとおりであり、一般環境大気測定局、自動車排ガス測定局ともに近年は横ばい傾向である。

(注) 2%除外値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値のことである。

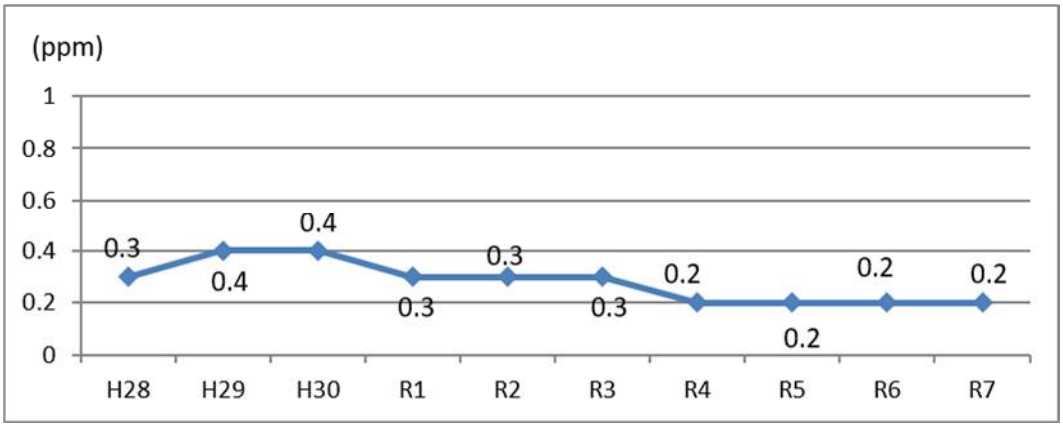


図 1-1-5(a)　一酸化炭素に係る年平均値の経年変化(一般環境大気測定局)

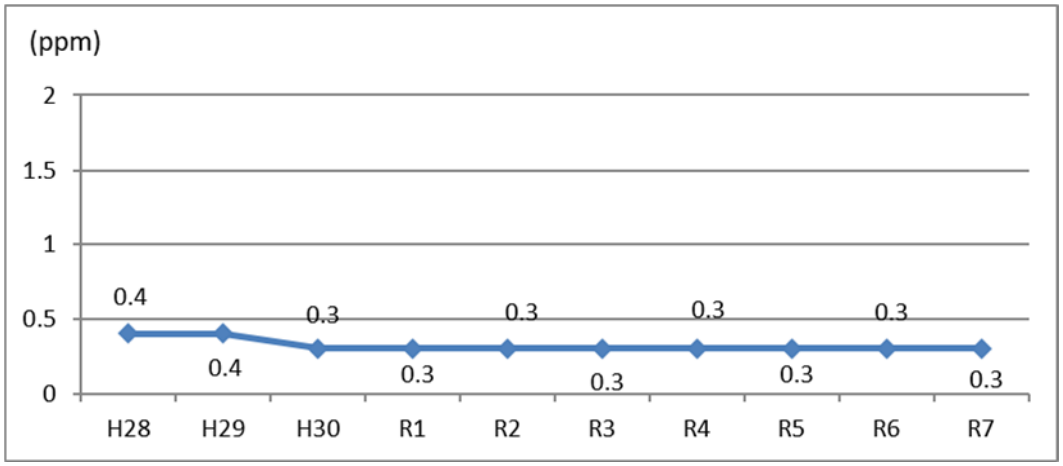


図 1-1-5(b)　一酸化炭素に係る年平均値の経年変化(自動車排ガス測定局)

カ　微小粒子状物質（PM2.5）

一般環境大気測定局 15 局において調査を実施した。

年平均値は、一般環境大気測定局では 5.4～13.5μg/m であった。また、日平均値の 98%値(注)は、一般環境大気測定局では 15.9～30.3μg/m³、であった。

調査を実施した 15 測定局すべてで環境基準(年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、日平均値の 98%値が 35μg/ m³以下であること)を達成した。

年平均値の推移は図 1-1-6 のとおりであり、近年は減少傾向である。

（注）98%値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%に当たる値である。

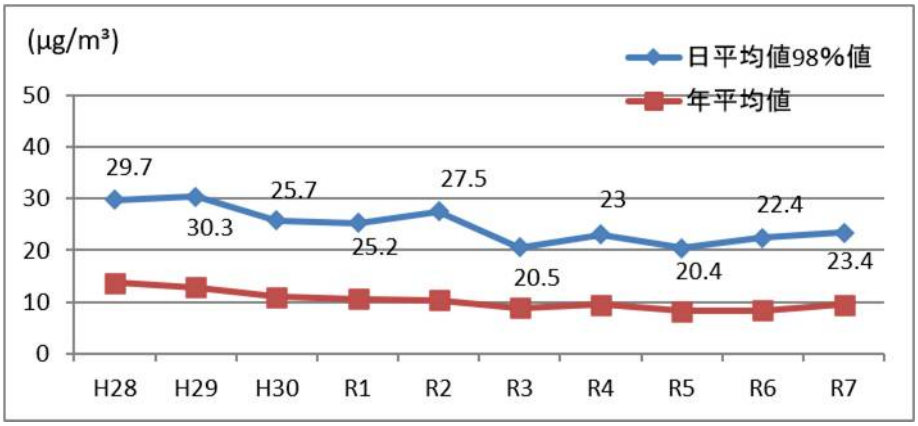


図 1-1-6　微小粒子状物質に係る年平均値及び日平均値の経年変化(一般環境大気測定局)

＊　PM2.5 に係る注意喚起について

日平均値が 70μg/m³を超えると予測される、次のいずれかの場合に行う。

①　午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値が 85μg/m³を超えた場合

②　午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値が 80μg/m³を超えた場合

③　午後 1 時以降は、午前 5 時から各時間帯までの 1 時間値の平均値が 70μg/m³を超えた場合

参考：大気汚染に係る環境基準

区分	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m^3以下であること。
長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	1日平均値の2%除外値が10ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m^3以下
	年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの（1日平均値の2%除外値）について行う。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。		
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m^3以下であること。

区分	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m^3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^3以下であること。
評価方法	1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下		1年平均値について評価を行う。（※長期基準に対応した評価）
	年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの（1日平均値の98%値）について行う。		年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98パーセンタイル値）について評価を行う。 （※　短期基準に対応した評価）

2　有害大気汚染物質調査結果

(1)　調査地点及び測定項目

有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するため、「大気汚染防止法」第 22 条第 1 項に基づき、一般環境 3 地点、固定発生源周辺 5 地点、沿道 3 地点の計 11 地点で、ベンゼン等 23 項目について調査を行った。

(2)　測定結果

調査地点ごとの調査結果を表 1-2-1 に、環境基準等の達成状況等を表 1-2-2 に示す。1,2-ジクロロエタン以外は、すべての地点で環境基準及び指針値を達成した。1,2-ジクロロエタンについては、平成 23 年度から調査を開始している 1 地点において、指針値を超過していた。なお、調査地点の近くにある工場で溶媒として使用されている 1,2-ジクロロエタンが原因であると考えられるため、工場に対して使用量の削減、代替物質への切替え等を指導している。

表 1-2-1(a)　調査地点ごとの調査結果

大分市以外の調査結果

調査項目		調査地点名					基準値等
		一般環境		固定発生源周辺		沿道	
		中津 総合庁舎	西部 保健所	津久見 高等学校	狩宿北部 公民館	別府北浜 中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場	
	（単位）	（中津市）	（日田市）	（津久見市）	（杵築市）	（別府市）	
1　ベンゼン	(μg/m3)	0.46	0.59		1.1	0.79	3(環境基準)
2　トリクロロエチレン	(μg/m3)	(0.016)	(0.011)		(0.014)	(0.012)	130(環境基準)
3　テトラクロロエチレン	(μg/m3)	0.040	0.031		0.028	0.027	200(環境基準)
4　ジクロロメタン	(μg/m3)	0.77	1.3		0.73	0.74	150(環境基準)
5　アクリロニトリル	(μg/m3)	(0.0056)	0.0071		0.012	0.0083	2(指針値)
6　塩化ビニルモノマー	(μg/m3)	0.024	0.010		0.026	0.019	10(指針値)
7　クロロホルム	(μg/m3)	0.13	0.13		0.14	0.21	18(指針値)
8　1,2-ジクロロエタン	(μg/m3)	0.19	0.18		22	0.17	1.6(指針値)
9　1,3-ブタジエン	(μg/m3)	0.011	0.029		0.14	0.046	2.5(指針値)
10　塩化メチル	(μg/m3)	1.4	1.4		1.5	1.5	94(指針値)
11　トルエン	(μg/m3)	1.6	2.1		1.3	2.0	
12　アセトアルデヒド	(μg/m3)	0.84	1.0			1.2	120(指針値)
13　ホルムアルデヒド	(μg/m3)	1.6	1.8			2.2	
14　酸化エチレン	(μg/m3)	0.033	0.038				
15　ニッケル化合物	(ng/m3)	1.5	1.0	1.7			25(指針値)
16　クロム及びその化合物	(ng/m3)	2.0	1.1	1.4			
17　六価クロム化合物	(ng/m3)	0.1	0.1	0.1			
18　クロム及び三価クロム化合物	(ng/m3)	1.8	0.7	0.76			
19　ヒ素及びその化合物	(ng/m3)	1.3	1.3	1.7			6(指針値)
20　ベリリウム及びその化合物	(ng/m3)	0.009	0.010	0.011			
21　水銀及びその化合物	(ng/m3)	1.0	1.6	2.2			40(指針値)
22　マンガン及びその化合物	(ng/m3)	10	9	9			140(指針値)
23　ベンゾ[a]ピレン	(ng/m3)	0.076	0.18			0.18	

表 1-2-1(b)　調査地点ごとの調査結果

大分市の調査結果

調査項目		調査地点名						基準値等
		一般環境	固定発生源周辺			沿道		
	(単位)	王子中学校 (大分市)	三佐小学校 (大分市)	東大分小学校 (大分市)	佐賀関小学校 (大分市)	自動車排出ガス中央測定局 (大分市)	自動車排出ガス宮崎測定局 (大分市)	
1　ベンゼン	(μg/m3)	0.97	2.0	1.5	−	1.1	−	3(環境基準)
2　トリクロロエチレン	(μg/m3)	0.010	−	−	−	−	−	130(環境基準)
3　テトラクロロエチレン	(μg/m3)	0.027	0.032	0.028	−	−	−	200(環境基準)
4　ジクロロメタン	(μg/m3)	0.68	0.98	0.99	−	−	−	150(環境基準)
5　アクリロニトリル	(μg/m3)	0.0057	0.0077	−	−	−	−	2(指針値)
6　塩化ビニルモノマー	(μg/m3)	0.014	−	−	−	−	−	10(指針値)
7　クロロホルム	(μg/m3)	0.14	0.15	−	−	−	−	18(指針値)
8　1,2-ジクロロエタン	(μg/m3)	0.16	−	−	−	−	−	1.6(指針値)
9　1,3-ブタジエン	(μg/m3)	0.28	0.27	−	−	0.24	−	2.5(指針値)
10　塩化メチル	(μg/m3)	1.3	1.3	1.3	−	−	−	94(指針値)
11　トルエン	(μg/m3)	1.7	4.9	3.3	−	2.7	−	
12　アセトアルデヒド	(μg/m3)	1.6	2.5	−	−	1.8	−	120(指針値)
13　ホルムアルデヒド	(μg/m3)	2.4	3.2	−	−	2.8	−	
14　酸化エチレン	(μg/m3)	0.046	−	−	−	−	−	
15　ニッケル化合物	(ng/m3)	2.1	−	3.2	6.2	−	−	25(指針値)
16　クロム及びその化合物	(ng/m3)	2.1	3.0	4.1	2.5	−	−	
17　六価クロム化合物	(ng/m3)	0.092	−	−	−	−	−	
18　クロム及び三価クロム化合物	(ng/m3)	2.0						
19　ヒ素及びその化合物	(ng/m3)	1.3	−	1.6	7.6	−	−	6(指針値)
20　ベリリウム及びその化合物	(ng/m3)	0.011	−	−	0.012	−	−	
21　水銀及びその化合物	(ng/m3)	1.7	−	1.6	1.7	−	−	40(指針値)
22　マンガン及びその化合物	(ng/m3)	25	41	64	14	−	−	140(指針値)
23　ベンゾ[a]ピレン	(ng/m3)	0.22	−	0.41	0.23	0.29	−	

環境基準と指針値

【環境基準】

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。

【指針値】

有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や、事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待できるものとして定められたもの。

表 1-2-2　環境基準及び指針値の達成状況

環境基準が定められている4物質の環境基準達成状況

有害大気汚染物質	大分市以外の測定地点		大分市の測定地点		6年度 全国達成率 (%)
	測定地点	達成地点	測定地点	達成地点	
ベ　ン　ゼ　ン	4	4	4	4	100
トリクロロエチレン	4	4	1	1	100
テトラクロロエチレン	4	4	3	3	100
ジクロロメタン	4	4	3	3	100

指針値が定められている11物質の調査状況

有害大気汚染物質	大分市以外の測定地点		大分市の測定地点		6年度 全国達成率 (%)
	測定地点	達成地点	測定地点	達成地点	
アクリロニトリル	4	4	2	2	100
塩化ビニルモノマー	4	4	1	1	100
クロロホルム	4	4	2	2	100
1,2-ジクロロエタン	4	3	1	1	99.4
1,3-ブタジエン	4	4	3	3	100
アセトアルデヒド	4	4	3	3	100
塩化メチル	3	3	3	3	100
ニッケル化合物	3	3	3	3	100.0
ヒ素及びその化合物	3	3	3	3	98.5
水銀及びその化合物	3	3	3	3	100
マンガン及びその化合物	3	3	4	4	98.9

第2　水　環　境

1　公共用水域の水質調査結果

(1)　健康項目(人の健康の保護に関する環境基準)

健康項目の調査は、カドミウム、全シアン等 27 項目について河川 59 地点、湖沼 12 地点、海域 24 地点で実施した。

なお、環境基準達成状況の評価は、同一測定地点における年間の全ての測定値の平均により行った。ただし、全シアンについては最高値とする。

調査結果は、表 2-1-1 に示すとおり砒素が 3 河川 3 地点で環境基準を達成しなかったが、その他の項目は全ての地点で環境基準を達成した。

超過した３河川については上流域の温泉に起因する自然的なものが原因と考えられるが、いずれも水道水等利水上の影響は生じていない。

表 2-1-1　健康項目(砒素)調査結果

河川名	調査地点		総検体数	基準値超過検体数	平均値 (mg/L)	基準値 (mg/L)
	名称	(所在地)				
大分川	かわにしばし 川西橋	(由布市)	6	3	0.011	0.01
朝見川	とうすけばし 藤助橋	(別府市)	6	5	0.016	
町田川	くぐりいしばし 潜石橋	(九重町)	6	6	0.024	

(2)　生活環境項目(生活環境の保全に関する環境基準)

生活環境項目の調査は、環境基準の類型指定を行い、環境基準点を定めている河川 43 水域、湖沼 2 水域、海域 19 水域で環境基準の達成状況を調査した。

類型指定水域における環境基準達成状況の評価は、水質汚濁の代表的指標である河川のＢＯＤ、湖沼及び海域のＣＯＤについて、各水域内の全ての環境基準点において、75%水質値が当該水域にあてはめられた類型の環境基準に適合している場合、「達成」とした。

また、全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価は、湖沼については、水域内の環境基準点における表層の年間平均値が、当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合、「達成」とした。海域については、水域内の各環境基準点における表層の年間平均値が、水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合、「達成」とした。

河川、湖沼及び海域における環境基準の達成状況は表 2-1-2 のとおりであり、水域ごとの達成状況は表 2-1-3(1)～(5)のとおりである。

河川のＢＯＤの環境基準の達成状況は表 2-1-3(1)のとおりであり、伊呂波川、寄藻川、大野川下流及び乙津川の 4 水域が環境基準を達成しなかった。

湖沼のＣＯＤの環境基準の達成状況は表 2-1-3(2)のとおりであり、湖沼では北川ダムの 1 水域が環境基準を達成しなかった。

海域のＣＯＤの環境基準の達成状況は表 2-1-3(3)のとおりであり、豊前地先海域の 1 水域が環境基準を達成しなかった。

湖沼及び海域における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況は表 2-1-3(4)及び(5)のとおりであり、松原ダムの全燐において環境基準を達成しなかった。

表 2-1-2　生活環境項目に係る環境基準の達成状況

区　分	7年度			6年度 達成率 (%)	5年度 達成率 (%)	6年度全国 達成率 (%)
	類型指定 調査水域数	達　成 水域数	達成率 (%)			
河　川　(BOD)	43	39	90.7	95.3	90.7	93.9
湖　沼　(COD)	2	1	50.0	50.0	50.0	50.8
海　域　(COD)	19	18	94.7	94.7	94.7	78.2
合　計	64	58	90.6	93.8	90.6	88.6

表 2-1-3 生活環境項目の環境基準達成状況

(1)河川(BOD)　　(単位:mg/L)

水系等の区分	水域名	類型	環境基準(BOD)	環境基準点 名称	所在地	5年度 75%水質値	5年度 評価	6年度 75%水質値	6年度 評価	7年度 75%水質値	7年度 評価
山国川水系	山国川(1)	AA	1以下	釘ノ木橋	中津市	0.6	○	0.6	○	<0.5	○
	山国川(2)※	A	2以下	下唐原	〃	0.7	○	0.9	○	0.9	○
	津民川	AA	1以下	津民小橋	〃	0.6	○	0.6	○	0.5	○
	跡田川	A	2以下	耶馬橋	〃	1.0	○	0.9	○	1.3	○
県北河川	犬丸川	A	2以下	今津大橋	中津市	0.8	○	1.1	○	0.8	○
	伊呂波川	A	2以下	高津橋	宇佐市	2.2	×	2.1	×	2.3	×
	駅館川	A	2以下	白岩橋	〃	0.8	○	1.2	○	1.1	○
				小松橋	〃	0.7		1.2		1.1	
	寄藻川	A	2以下	浮殿橋	〃	1.8	○	1.5	○	2.3	×
	桂川	A	2以下	えびす橋	豊後高田市	1.5	○	1.2	○	1.1	○
	都甲川	A	2以下	出合橋	〃	1.1	○	1.4	○	1.4	○
国東半島東部河川	伊美川	A	2以下	古町	国東市	0.8	○	1.1	○	1.6	○
	田深川	A	2以下	丹過橋	〃	0.8	○	1.1	○	0.9	○
	武蔵川	A	2以下	涼月橋	〃	1.7	○	1.2	○	1.9	○
	安岐川	A	2以下	港橋	〃	0.7	○	1.4	○	0.7	○
別杵速見河川	八坂川	A	2以下	大左右橋	杵築市	1.7	○	1.4	○	1.2	○
				錦江橋	〃	1.0		1.9		1.1	
	朝見川上流	A	2以下	南田位橋	別府市	0.5	○	0.6	○	0.7	○
	朝見川下流	C	5以下	藤助橋	〃	0.8	○	0.9	○	0.8	○
大分市内河川	祓川	B	3以下	御幸橋	大分市	1.0	○	0.9	○	1.0	○
	住吉川	C	5以下	新川橋	〃	1.2	○	1.3	○	1.6	○
	丹生川上流	A	2以下	丹生橋	〃	1.0	○	1.4	○	1.7	○
	丹生川下流	B	3以下	王ノ瀬橋	〃	0.6	○	0.8	○	0.8	○
大分川水系	大分川上流	A	2以下	天神橋	由布市	0.7	○	0.6	○	0.7	○
	大分川中流※	A	2以下	府内大橋	大分市	0.6	○	0.6	○	0.9	○
	大分川下流※	B	3以下	広瀬橋	〃	0.8	○	0.8	○	1.0	○
				弁天大橋	〃	0.8		1.1		2.0	
大野川水系	大野川上流	A	2以下	犬飼	豊後大野市	0.9	○	1.0	○	1.0	○
	大野川下流※	A	2以下	白滝橋	大分市	0.6	×	0.5	×	0.6	×
				鶴崎橋	〃	2.6		2.5		3.5	
	乙津川※	A	2以下	海原橋	〃	2.2	×	1.1	○	2.5	×
	原川	C	5以下	日岡橋	〃	0.9	○	0.9	○	0.8	○
臼杵市内河川	臼杵川	A	2以下	馬代橋	臼杵市	3.1	×	1.0	○	2.0	○
				臼杵川河口	〃	1.1		1.0		1.0	
	末広川	A	2以下	一の井手堰	〃	1.0	○	1.3	○	1.2	○
番匠川水系	番匠川上流※	A	2以下	番匠大橋	佐伯市	0.6	○	0.5	○	<0.5	○
	番匠川下流※	A	2以下	番匠川河口	〃	1.1	○	1.4	○	0.8	○
	堅田川上流	A	2以下	柏江橋	〃	<0.5	○	0.6	○	<0.5	○
	堅田川下流※	A	2以下	茶屋ケ鼻橋	〃	1.4	○	1.4	○	0.8	○
	木立川	A	2以下	木立潮止堰	〃	0.5	○	0.5	○	0.6	○
	中川	B	3以下	新常盤橋	〃	1.0	○	1.3	○	1.2	○
	中江川	B	3以下	長島橋	〃	0.9	○	1.0	○	1.5	○
筑後川水系	筑後川(2)※	A	2以下	三隈大橋	日田市	1.0	○	1.0	○	0.9	○
	大肥川	A	2以下	茶屋ノ瀬橋	〃	1.5	○	0.9	○	0.9	○
	花月川	A	2以下	三郎丸橋	〃	1.3	○	1.3	○	1.4	○
	庄手川	A	2以下	庄手川流末	〃	1.0	○	1.1	○	1.2	○
	玖珠川	A	2以下	市の村橋	〃	0.7	○	0.9	○	0.8	○
	町田川	AA	1以下	潜石橋	九重町	0.6	○	0.5	○	0.5	○

備 考 1 : 類型とは、河川等の利用目的により水質目標の数値をランク分けしたもの。
備 考 2 : 調査地点は、各水域の環境基準点である。
備 考 3 : 75%水質値とは、年間の日平均値を小さい順に並べ、0.75×n番目(nはデータ数)の値をいう。
備 考 4 : 評価は75%水質値にて行い、評価欄の「○」は環境基準を達成、「×」は未達成を示す。
備 考 5 : 以下の(2)湖沼(COD)及び(3)海域(COD)もこれに準ずる。
備 考 6 : 網掛け部分は、大分市による調査。※印は国土交通省による調査。
備 考 7 :「－」は欠測を表す。

(2)湖沼(COD)　　(単位:mg/L)

水域名	類型	環境基準(COD)	環境基準点 名称	所在地	5年度 75%水質値	5年度 評価	6年度 75%水質値	6年度 評価	7年度 75%水質値	7年度 評価
松原ダム ※	A	3以下	M－1	日田市	1.9	○	1.9	○	2.2	○
北川ダム	A	3以下	ダム前－5	佐伯市	3.4	×	3.3	×	3.1	×

備　考 : ※印は国土交通省による調査。

(3)海域(COD)

(単位:mg/L)

水系等の区分	水域名	類型	基準値(COD)	調査地点	5年度		6年度		7年度	
					75%水質値	評価	75%水質値	評価	75%水質値	評価
周防灘	豊前地先海域	A	2以下	SUSt-4	2.1	×	2.1	×	1.7	×
				SUSt-6	2.0		2.2		1.9	
				SUSt-8	1.8		2.6		2.2	
				SUSt-12	1.7		1.8		1.5	
	響灘及び周防灘	A	2以下	SUSt-11	1.7	○	1.9	○	1.4	○
国東半島地先水域		A	2以下	KSt-1	1.6	○	1.8	○	1.4	○
				KSt-3	1.6		1.7		1.4	
				KSt-5	1.6		1.4		1.3	
別府湾	住吉泊地水域	C	8以下	BSt-1	2.2	○	2.3	○	2.2	○
	乙津泊地水域	C	8以下	BSt-2	1.9	○	2.6	○	2.1	○
	鶴崎泊地水域	C	8以下	BSt-3	1.9	○	2.3	○	2.0	○
	大分港水域	B	3以下	BSt-4	1.8	○	1.9	○	2.1	○
				BSt-22	2.2		1.9		1.9	
				BSt-5	1.7		1.9		1.8	
				BSt-21	2.0		1.9		2.3	
	別府港水域	B	3以下	BSt-9	1.7	○	1.4	○	1.5	○
				BSt-8	1.8		1.6		1.5	
	守江港	B	3以下	BSt-10	1.8	○	1.7	○	1.8	○
	別府湾中央水域	A	2以下	BSt-15	1.6	○	1.4	○	1.5	○
				BSt-11	1.6		1.7		1.4	
				BSt-16	1.5		1.6		1.4	
				BSt-12	1.9		1.6		1.5	
	別府湾東部水域	A	2以下	BSt-17	1.6	○	1.6	○	1.3	○
				BSt-18	1.6		1.5		1.3	
				BSt-19	1.5		1.6		1.4	
				BSt-20	1.4		1.4		1.4	
	大野川東部水域	B	3以下	BSt-6	1.8	○	2.0	○	2.0	○
				BSt-7	1.8		1.9		2.0	
	佐賀関港	B	3以下	SGSt-3	1.5	○	1.8	○	1.6	○
北海部郡東部地先		A	2以下	FSt-1	1.2	○	1.2	○	1.1	○
				FSt-4	1.2		1.2		1.2	
臼杵湾		A	2以下	USt-2	1.7	○	1.6	○	1.6	○
				USt-4	1.2		1.5		1.5	
				USt-5	1.6		1.5		1.3	
津久見湾		A	2以下	TSt-1	1.4	○	1.3	○	1.5	○
				TSt-2	1.3		1.5		1.4	
				TSt-3	1.3		1.3		1.5	
				TSt-4	1.3		1.4		1.4	
佐伯湾	佐伯湾中央水域	B	3以下	SSt-2	1.7	○	1.7	○	1.9	○
				SSt-4	1.7		1.7		1.5	
				SSt-8	1.6		1.5		1.5	
	佐伯湾東部水域	A	2以下	SSt-9	1.2	○	1.7	○	1.3	○
南海部郡地先		A	2以下	NSt-4	1.4	○	1.7	○	1.8	○
				NSt-5	1.2		1.2		1.4	
				NSt-12	1.2		1.2		1.2	

備　考　：水域名は環境基準設定時の名称を使用している。

(4)湖沼(全窒素及び全燐)　　(単位:mg/L)

水域名	類型	項目	基準値	調査地点	5年度			6年度			7年度		
					平均値	評価	全窒素・全燐	平均値	評価	全窒素・全燐	平均値	評価	全窒素・全燐
松原ダム貯水池※	Ⅲ	全窒素	0.4以下	M－1	0.32	○	○	0.35	○	○	0.38	○	×
		全燐	0.03以下		0.023	○		0.025	○		0.033	×	
北川ダム	Ⅲ	全窒素	0.4以下	ダム前－5	0.23	－	○	0.33	－	○	0.33	－	○
		全燐	0.03以下		0.009	○		0.009	○		0.010	○	

備 考 1：北川ダムについては、全燐に限る。

備 考 2：評価は表層の年間平均値にて行い、評価欄の「○」は環境基準を達成、「×」は未達成、「－」は評価していないことを示す。

備 考 3：「全窒素」は、全窒素について環境基準を満足している水域を達成水域とした。

備 考 4：「全燐」は、全燐について環境基準を満足している水域を達成水域とした。

備 考 5：「全窒素・全燐」の環境基準の達成について

①全窒素及び全燐の環境基準が適用される水域については、全窒素、全燐ともに環境基準を満足している場合に達成水域としている。

②全燐のみ環境基準が適用される水域については、全燐が環境基準を満足している場合に達成水域としている。

備 考 6：※印は国土交通省による調査。

(5)海域(全窒素及び全燐)　　(単位：mg/L)

水域名	類型	項目	基準値	5年度			6年度			7年度		
				総平均値	評価	全窒素・全燐	総平均値	評価	全窒素・全燐	総平均値	評価	全窒素・全燐
響灘及び周防灘（ニ）	Ⅱ	全窒素	0.3以下	0.11	○	○	0.10	○	○	0.09	○	○
		全燐	0.03以下	0.021	○		0.020	○		0.016	○	
国東半島地先	Ⅱ	全窒素	0.3以下	0.08	○	○	0.09	○	○	0.08	○	○
		全燐	0.03以下	0.017	○		0.017	○		0.016	○	
別府湾（イ）	Ⅱ	全窒素	0.3以下	0.15	○	○	0.09	○	○	0.14	○	○
		全燐	0.03以下	0.024	○		0.017	○		0.021	○	
別府湾（ロ）	Ⅱ	全窒素	0.3以下	0.11	○	○	0.09	○	○	0.11	○	○
		全燐	0.03以下	0.021	○		0.015	○		0.017	○	
北海部郡東部地先	Ⅱ	全窒素	0.3以下	0.09	○	○	0.11	○	○	0.09	○	○
		全燐	0.03以下	0.018	○		0.018	○		0.013	○	
臼杵湾	Ⅱ	全窒素	0.3以下	0.13	○	○	0.13	○	○	0.10	○	○
		全燐	0.03以下	0.026	○		0.020	○		0.017	○	
津久見湾	Ⅱ	全窒素	0.3以下	0.11	○	○	0.10	○	○	0.10	○	○
		全燐	0.03以下	0.020	○		0.021	○		0.014	○	
佐伯湾	Ⅱ	全窒素	0.3以下	0.16	○	○	0.12	○	○	0.11	○	○
		全燐	0.03以下	0.028	○		0.018	○		0.016	○	

備 考 1：評価は環境基準点の表層の年間平均値の総平均値にて行い、評価欄の「○」は環境基準を達成、「×」は未達成、「－」は評価していないことを示す。

備 考 2：「全窒素」は、全窒素について環境基準を満足している水域を達成水域とした。

備 考 3：「全燐」は、全燐について環境基準を満足している水域を達成水域とした。

備 考 4：「全窒素・全燐」は、全窒素、全燐ともに環境基準を満足している場合に達成水域とした。

2　地下水水質調査結果

地下水の水質調査は、平成元年度から実施しており、令和 7 年度は 17 市町の 70 本の井戸について実施した。

市町村別の調査井戸数は表 2-2-1、調査機関別調査井戸数は表 2-2-2、環境基準項目の調査結果は表 2-2-3 のとおりである。

なお、調査はその目的ごとに次の種類に区分して実施しており、測定回数は原則として 1 井戸につき年間 1～4 回である。

①概況調査：
地域の全体的な地下水質の概況を把握するための調査

②汚染井戸周辺地区調査：
概況調査や事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するための調査

③継続監視調査：
汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する調査

表 2-2-1　市町村別地下水調査井戸数(大分県全体)　　(単位:本)

市町村名	概況調査			汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	合計
	定点方式	ローリング方式	計			
大分市	0	10	10	0	9	19
別府市	3	0	3	0	0	3
中津市	3	0	3	0	3	6
日田市	1	1	2	0	2	4
佐伯市	4	1	5	0	1	6
臼杵市	0	2	2	0	1	3
津久見市	0	1	1	0	0	1
竹田市	1	1	2	0	0	2
豊後高田市	0	2	2	0	3	5
杵築市	1	0	1	0	0	1
宇佐市	3	0	3	0	2	5
豊後大野市	2	0	2	0	2	4
由布市	0	2	2	0	0	2
国東市	2	2	4	0	2	6
姫島村	0	0	0	0	0	0
日出町	0	1	1	0	0	1
九重町	0	0	0	0	1	1
玖珠町	0	0	0	0	1	1
合計	20	23	43	0	27	70

備 考: 概況調査(定点方式)のうち中津市1本及び佐伯市2本は国土交通省による調査。

表 2-2-2　調査機関別地下水調査井戸数　（単位:本）

調査機関	概況調査			汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	合計
	定点方式	ローリング方式	計			
大分県	17	13	30	0	18	48
国土交通省	3	0	3	0	0	3
大分市	0	10	10	0	9	19
合計	20	23	43	0	27	70

(1)　環境基準項目

①概況調査

概況調査では 43 本(県 30 本、国 3 本、大分市 10 本)の井戸を調査した結果、大分市において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1 本、環境基準を超過した。

②継続監視調査

継続監視調査では、26 本(県 18 本、大分市 8 本)の井戸を調査した結果、砒素が 1 本、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）が 1 本、トリクロロエチレンが 1 本、テトラクロロエチレンが 3 本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 4 本、ふっ素が 1 本の井戸で環境基準を超過した。

環境基準を超過した原因は、砒素、ふっ素については、自然由来と考えられる。

クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、ドライクリーニング事業場等（施設廃止済みも含む）、これら有機塩素化合物を使用していた事業場が原因であるが、周辺に汚染源となる事業場等がなく、原因が不明な地点もある。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、周辺地域での施肥や畜産施設等の影響が考えられる。

環境基準を超過したこれらの井戸について、所有者等に情報を提供し、飲用に使用している場合には、安全な飲用水への切り替え等の指導を行った。

また、施肥による硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る汚染が確認された地域については、農政サイドを通じ、農業者等へ適正な施肥や堆肥管理の指導を行っている。

表 2-2-3 地下水質調査結果(環境基準項目)総括表　　(単位:本)

環境基準項目	基準値 (mg/L)	概況調査						汚染井戸周辺地区調査			継続監視調査			合　計		
		定点方式			ローリング方式											
		調査井戸	検出井戸	超過井戸	調査井戸	検出井戸	超過井戸	調査井戸	検出井戸	超過井戸	調査井戸	検出井戸	超過井戸	調査井戸	検出井戸	超過井戸
カドミウム	0.003以下	5 (5)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	33 (23)	0 (0)	0 (0)
全シアン	検出されないこと	3 (3)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (16)	0 (0)	0 (0)
鉛	0.01以下	5 (5)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	33 (23)	0 (0)	0 (0)
六価クロム	0.02以下	5 (5)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	33 (23)	0 (0)	0 (0)
砒素	0.01以下	5 (5)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	5 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	4 (4)	1 (1)	33 (23)	9 (7)	1 (1)
総水銀	0.0005以下	4 (4)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	28 (18)	0 (0)	0 (0)
アルキル水銀	検出されないこと	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
PCB	検出されないこと	3 (3)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (16)	0 (0)	0 (0)
ジクロロメタン	0.02以下	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	39 (29)	0 (0)	0 (0)
四塩化炭素	0.002以下	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	39 (29)	0 (0)	0 (0)
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002以下	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	3 (0)	1 (0)	18 (1)	3 (0)	1 (0)
1, 2−ジクロロエタン	0.004以下	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	39 (29)	0 (0)	0 (0)
1, 1−ジクロロエチレン	0.1以下	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (5)	0 (0)	0 (0)	46 (29)	0 (0)	0 (0)
1, 2−ジクロロエチレン	0.04以下	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (5)	9 (2)	0 (0)	46 (29)	9 (2)	0 (0)
1, 1, 1−トリクロロエタン	1以下	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	39 (29)	0 (0)	0 (0)
1, 1, 2−トリクロロエタン	0.006以下	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	39 (29)	0 (0)	0 (0)
トリクロロエチレン	0.01以下	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (5)	10 (3)	1 (1)	46 (29)	10 (3)	1 (1)
テトラクロロエチレン	0.01以下	11 (11)	3 (3)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (5)	5 (4)	3 (2)	40 (29)	8 (7)	3 (2)
1, 3−ジクロロプロペン	0.002以下	12 (12)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	40 (30)	0 (0)	0 (0)
チウラム	0.006以下	5 (5)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (18)	0 (0)	0 (0)
シマジン	0.003以下	5 (5)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (18)	0 (0)	0 (0)
チオベンカルブ	0.02以下	5 (5)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (18)	0 (0)	0 (0)
ベンゼン	0.01以下	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	39 (29)	0 (0)	0 (0)
セレン	0.01以下	4 (4)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27 (17)	1 (1)	0 (0)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	20 (20)	20 (20)	0 (0)	23 (13)	22 (13)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (18)	15 (14)	4 (3)	62 (51)	57 (47)	5 (3)
ふっ素	0.8以下	17 (17)	10 (10)	0 (0)	23 (13)	13 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	24 (18)	17 (11)	1 (1)	64 (48)	40 (25)	1 (1)
ほう素	1以下	4 (4)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	32 (22)	1 (1)	0 (0)
1,4−ジオキサン	0.05以下	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	39 (29)	0 (0)	0 (0)
調査対象井戸数		20 (20)	20 (20)	0 (0)	23 (13)	23 (13)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (18)	26 (18)	11 (11)	69 (51)	69 (51)	12 (11)

(　)内は大分市の調査地点を除いた数(再掲)

検出井戸とは、各物質ごとに、定量下限値以上の検出のあった井戸本数をいい、超過井戸本数を含む。

超過井戸とは、年間平均値が環境基準を超過したものをいう。

R7年度において、調査井戸本数は70本だが、環境基準項目を調査していない井戸が1本あるため、本表の調査対象井戸数(合計本数)は69本となっている。

(2)　要監視項目

要監視項目(人の健康に関連する物質であるが、知見の集積に努めるべきとされている項目)の調査結果は表 2-2-4 のとおりであり、全マンガンが 4 本、ウランが 1 本、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が 2 本の井戸で指針値を超過した。

指針値を超過した原因は、全マンガン及びウランについては、自然由来と考えられる。

PFOS 及び PFOA については、PFOA 含有原料を使用していた事業場が原因であるが、PFOA を含有していない原料への代替措置を実施し、令和 4 年度から地下水の浄化措置を開始している地点である。PFOS 及び PFOA について、新たな指針値超過井戸は確認されていない。

表 2-2-4 地下水質調査結果(要監視項目)総括表　　(単位:本)

要 監 視 項 目	指針値 (mg/L)	調査井戸	検出井戸	超過井戸
クロロホルム	0.06以下	39 (29)	0 (0)	0 (0)
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	39 (29)	0 (0)	0 (0)
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	39 (29)	0 (0)	0 (0)
イソキサチオン	0.008以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
ダイアジノン	0.005以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
フェニトロチオン(MEP)	0.003以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
イソプロチオラン	0.04以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
オキシン銅(有機銅)	0.04以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
クロロタロニル(TPN)	0.05以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
プロピザミド	0.008以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
EPN	0.006以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
ジクロルボス(DDVP)	0.008以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
フェノブカルブ(BPMC)	0.03以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
イプロベンホス(IBP)	0.008以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
クロルニトロフェン(CNP)		26 (16)	0 (0)	0 (0)
トルエン	0.6以下	39 (29)	0 (0)	0 (0)
キシレン	0.4以下	39 (29)	0 (0)	0 (0)
フタル酸ジエチルヘキシル(DOP)	0.06以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
ニッケル		33 (23)	1 (1)	0 (0)
モリブデン	0.07以下	33 (23)	1 (1)	0 (0)
アンチモン	0.02以下	26 (16)	0 (0)	0 (0)
エピクロロヒドリン	0.0004以下	10 (0)	0 (0)	0 (0)
全マンガン	0.2以下	33 (23)	11 (7)	4 (3)
ウラン	0.002以下	33 (23)	2 (2)	1 (1)
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	17 (6)	14 (3)	2 (0)
対象井戸数		50 (36)	22 (9)	7 (4)

(　)内は大分市の調査地点を除いた数(再掲)

検出井戸とは、各物質ごとに、定量下限値以上の検出のあった井戸本数をいい、超過井戸本数を含む。

超過井戸とは、年間平均値が指針値を超過したものをいう。

※重複地点を含む

第３　ダイオキシン類

１　環境中の調査結果の概要

ダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、「ダイオキシン類対策特別措置法」第 26 条第 1 項に基づき、大気、水質、底質及び土壌について調査を行った。

調査結果を表 3-1-1 及び表 3-1-2 に示す。調査した 62 地点のうち 1 地点の地下水で環境基準を超過した。

表 3-1-1(a)　一般環境中の調査結果

区分	調査区分	調査地点	達成地点	達成率(%)	6年度 全国達成率 (%)
大気	一般環境	5　(4)	5　(4)	100	100
水質	一般環境	36　(22)	35　(22)	97.2	97.7
底質	一般環境	14　(12)	14　(12)	100	99.9
土壌	一般環境	7　(5)	7　(5)	100	100
合計	一般環境	62　(43)	61　(43)		

(　)内は大分市の調査地点を除いた数(再掲)

表 3-1-1(b)　発生源周辺環境中の調査結果

区分	調査区分	調査地点	達成地点	達成率(%)	6 年度全国 達成率(%)
大気	発生源周辺環境	1　(0)	1　(0)	100	100

(　)内は大分市の調査地点を除いた数(再掲)

表 3-1-2　環境中のダイオキシン類調査結果

（１）大気　　（単位 pg-TEQ/m^3　）

区分	調査地点		調査結果	環境基準
一般環境	大分市※１	西部清掃事業所	0.0059	0.6 以下
	中津市	中津総合庁舎	0.0054	
	日田市	西部保健所	0.0058	
	佐伯市	佐伯市弥生振興局	0.0038	
	豊後大野市	豊後大野市緒方支所	0.0044	
発生源周辺環境	大分市※１	東大分小学校	0.0085	

（２）水質

ア　公共用水域（河川、湖沼、海域）　（単位 pg-TEQ/L　）

区分	調査地点		調査結果	環境基準
一般環境	大分市※１	祓川　御幸橋	0.10	１以下
	大分市※１	住吉川　新川橋	0.038	
	大分市※２	大分川　府内大橋	0.080	
	大分市※２	大野川　白滝橋	0.080	
	大分市※１	乙津川　別保橋	0.093	
	大分市※１	原川　日岡橋	0.11	
	大分市※１	丹生川　王ノ瀬橋	0.11	
	中津市※２	山国川　下唐原	0.072	
	中津市	津民川　土居橋	0.026	
	佐伯市※２	番匠川　番匠大橋	0.068	
	杵築市	八坂川　錦江橋	0.073	
	宇佐市	駅館川　小松橋	0.082	
	豊後大野市	緒方川　原尻の滝	0.036	
	玖珠町	玖珠川　協心橋	0.034	
	佐伯市	北川ダム　ダム前５	0.021	
	国東市	国東半島地先 KSt-3	0.021	
	佐伯市	佐伯湾　SSt-9	0.038	

イ　地下水　（単位 pg-TEQ/L）

区分	調査地点		調査結果	環境基準
一般環境	大分市※１	玉沢 D	0.029	１以下
	大分市※１	小野鶴 E	0.028	
	大分市※１	賀来 E	0.028	
	大分市※１	八幡 B	0.030	
	大分市※１	屋山 M	0.028	
	大分市※１	南 D	0.026	
	大分市※１	片島 E	0.037	
	大分市※１	大字廻栖野Ａ（継続）	5.9	
	大分市※１	大字廻栖野Ｂ（継続）	0.072	
	日田市	刃連町	0.020	
	佐伯市	鶴見地松浦	0.022	
	臼杵市	家野	0.030	
	津久見市	網代	0.046	
	竹田市	穴井迫	0.020	
	豊後高田市	鼎	0.020	
	由布市	挾間町古野	0.020	
	由布市	湯布院町川上	0.020	
	国東市	安岐町下原	0.020	
	日出町	豊岡	0.020	

（３）底質（河川・湖沼・海域）　　（単位 pg-TEQ/g）

区分	調査地点		調査結果	環境基準
一般環境	大分市※１	祓川　　御幸橋	0.46	150 以下
	大分市※１	住吉川　新川橋	0.77	
	大分市※２	大分川　府内大橋	0.29	
	大分市※２	大野川　白滝橋	0.23	
	中津市※２	山国川　下唐原	0.072	
	中津市	津民川　土居橋	0.20	
	佐伯市※２	番匠川　番匠大橋	0.068	
	杵築市	八坂川　錦江橋	3.0	
	宇佐市	駅館川　小松橋	3.8	
	豊後大野市	緒方川　原尻の滝	0.41	
	玖珠町	玖珠川　協心橋	0.14	
	佐伯市	北川ダム　ダム前５	1.6	
	国東市	国東半島地先 KSt-3	0.14	
	佐伯市	佐伯湾　SSt-9	2.8	

（４）土壌　　（単位 pg-TEQ/g）

区分	調査地点		調査結果	環境基準
一般環境	大分市※１	公園通りＡ	0.18	1,000 以下
	大分市※１	梅が丘Ｂ	0.25	
	中津市	山国町吉野	0.084	
	日田市	大山町西大山	0.063	
	佐伯市	上浦津井浦	0.0033	
	杵築市	太田沓掛	0.048	
	豊後大野市	千歳町新殿	0.0033	

※１：大分市による調査

※２：国土交通省による調査

2　特定施設設置者による測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設の設置者は、ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条に基づいて、排出ガス、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の中のダイオキシン類濃度を毎年 1 回以上測定し、その結果を知事(大分市内の事業者は大分市長)に報告することとされている。

特定施設の設置者から報告のあったダイオキシン類の測定結果は、表 3-2-1～2 のとおりである。

ア　排出ガス

排出ガスについては、廃棄物焼却炉等 54 施設から報告があった。

測定結果は、0～79 ng-TEQ/Nm^3 であり、1 施設で排出基準（0.1～10ng-TEQ/ Nm^3）を超過した。

イ　焼却灰

焼却灰については、廃棄物焼却炉等 36 施設から報告があった。

測定結果は、0～1.4ng-TEQ/g であり、全施設で処理基準(3ng-TEQ/g) に適合していた。

ウ　ばいじん

ばいじんについては、廃棄物焼却炉等 31 施設から報告があった。

測定結果は、0～19ng-TEQ/g であり、5 施設が処理基準(3ng-TEQ/g)を超過したため、廃棄処分する際に、キレート処理などを行い最終処分場で適正に処分されている。

表 3-2-1　ダイオキシン類特定施設設置者による測定結果(大分県(大分市を除く)の結果)

1　設置者による測定があったもの

管轄HC	工場・事業場の名称	所在地	測定結果								備考
			排出ガス			焼却灰		ばいじん			
			試料採取日	濃度 (ng-TEQ/Nm³)	適用基準 (ng-TEQ/Nm3)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)		
東部	(有)渡辺土木	別府市	R7.7.30	4.5	10	R7.4.25	0.000018	R7.4.25	0.000019		
東部	藤ヶ谷清掃センター1号炉（新）	別府市	R7.11.6	0.000061	0.1	R7.11.6	0.00007	R7.11.6	0.29		
東部	藤ヶ谷清掃センター2号炉（新）	別府市	R7.11.7	0.000099	0.1	R7.11.6	0.000011				
東部	杵築遠見環境浄化センター	杵築市	R7.10.30	0.037	10	R7.10.30	0	R7.10.30	0.000075		
東部	(株)ジェイエイフーズおおいた	杵築市	R7.12.19	0.85	5	R7.12.22	0.0088	R7.12.22	0.11		
東部国東	ヒラヌマ商会　国東工場	国東市	R7.10.31	0.0020	1	－	－	－	－		
東部国東	姫島村清掃センター1号焼却炉	姫島村	R7.6.19	79	5	R8.3.30	0.011	R8.3.30	19		ばいじんの濃度は処理前の値。全量を産業廃棄物処理業者で処理。
南部	エコセンター番匠1号	佐伯市	R7.7.15	0.0072	1	－	－	R7.7.15	0.027		ガス化溶融炉のため、焼却灰は発生しない。
南部	エコセンター番匠2号	佐伯市	R7.7.16	0.0028	1						
南部	(株)三浦造船所	佐伯市	R8.2.2	0.52	10	R8.2.3	1.4	－	－		
豊肥	豊後大野市清掃センター1号炉	豊後大野市	R7.6.24	0.21	10	－	－	R7.6.3	18		流動床式のため、焼却灰は発生しない。 ばいじんは薬剤固化処理（処理後の測定濃度は0.000027ng-TEQ/L）
豊肥	豊後大野市清掃センター2号炉	豊後大野市	R8.12.18	0.19	10						
豊肥	豊後大野家畜保健衛生所	豊後大野市	R7.11.17	0.016	5	R7.11.18	0	－	－		降灰は認められず採取なし。
豊肥	三重化成(株)	豊後大野市	R8.2.26	0.12	10	R8.2.27	0.011	R8.2.27	0.011		
豊肥	吉川産業	竹田市	R8.3.7	0.72	10	R8.3.7	0	R8.3.7	0.96		
西部	玖珠清掃センター1号炉	玖珠町	R7.10.15	0.17	10	R7.10.15	0.0098	R7.10.15	2.2		
西部	玖珠清掃センター2号炉	玖珠町	R7.10.16	0.2	10						
西部	日田市清掃センター1号炉	日田市	R7.8.6	0.89	5	－	－	R7.8.8	0.08		流動床式のため、焼却灰なし。
			R8.1.6	0.61	5						
西部	日田市清掃センター2号炉	日田市	R7.8.8	0.59	5						
			R8.1.7	0.94	5						
西部	日田市清掃センター小動物焼却炉	日田市	R7.10.22	0.0053	10	R7.10.23	0.00021	－	－		
西部	玖珠家畜保健衛生所	玖珠町	R7.11.19	0.023	5	R7.11.20	0	－	－		降灰は認められず採取なし。
北部	中津市クリーンプラザＡ系炉	中津市	R7.11.28	0.1	5	R7.11.28	0.0018	R7.11.28	15		ばいじんの濃度は灰固化前の値。全量を産業廃棄物処理業者で処理。
北部	中津市クリーンプラザＢ系炉	中津市	R7.11.28	0.15	5						
北部	（株）大和	中津市	R7.10.17	1.6	5	R7.10.17	0.17	R7.10.17	1		
北部	九州アフリカ・ライオン・サファリ(株)	宇佐市	R7.11.22	0.027	10	R7.11.23	0	R7.11.23	0		
北部	宇佐家畜保健衛生所	宇佐市	R7.11.20	0.12	5	R7.11.21	0	－	－		降灰は認められず採取なし。
北部	宇佐・高田・国東広域事務組合クリーンセンター1号炉	宇佐市	R7.11.16	0.0027	1	R7.11.6	0	R7.11.6	1.7		
北部	宇佐・高田・国東広域事務組合クリーンセンター２号炉	宇佐市	R7.11.16	0.0026	1		0.0000015				
豊後高田	(株)真玉建設	豊後高田市	R8.2.13	0.016	10	R8.2.14	0	R8.2.14	0		
豊後高田	(株)双子	豊後高田市	R8.4.1	0.93	10	R8.2.5	0	R8.2.5	0		
豊後高田	正起金属加工(株)　大分工場	豊後高田市	R7.4.2	0.24	1	－	－	R7.4.3	0.86		溶解炉（アルミ溶解炉）
豊後高田		豊後高田市	R7.4.2	0.0026	1	－	－	R7.4.3	11		溶解炉（缶シュレッダー設備）

2　設置者による測定がなかったもの

施設番号	工場・事業場の名称	所在地	測定結果							備考
			排出ガス			焼却灰		ばいじん		
			試料採取日	濃度 (ng-TEQ/Nm³)	適用基準 (ng-TEQ/Nm³)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	
中部	二豊味噌協業組合	臼杵市			10					休止中
南部	(有)ヤマムラ産業	佐伯市			5					休止中
豊肥	豊後大野市白鹿浄化センター	豊後大野市			5					休止中
豊肥	大分飼料(株)	豊後大野市			10					休止中
高田	豊後高田市クリーンセンター	豊後高田市			10					休止中
国東	姫島村清掃センター	姫島村			10					休止中
北部	宇佐市ごみ焼却センター1号炉	宇佐市			5					休止中
北部	宇佐市ごみ焼却センター2号炉	宇佐市			5					休止中
東部	(株)日出エコセンター	日出町			10					休止中

表 3-2-2　ダイオキシン類特定施設設置者による測定結果(大分市内の結果)

1　設置者による測定があったもの

工場・事業場の名称	試料採取日	測定結果				備考
		排出ガス		ばいじん等		
		排出ガス濃度 (ng-TEQ/Nm³)	適用基準 (ng-TEQ/Nm³)	焼却灰 (ngTEQ/g)	ばいじん (ngTEQ/g)	
日本製鉄㈱九州製鉄所大分地区第１焼結炉	R7.5.19	0.033	1			
	R7.11.10	0.0057	1			
日本製鉄㈱九州製鉄所大分地区第２焼結炉	R7.8.26	0.0031	1			
	R7.12.23	0.022	1			
住友化学㈱大分工場ＣＴ炉	R7.4.23	0	1			
	R7.7.11	0	1			
	R7.10.16	0	1			
	R8.1.9	0	1			
住友化学㈱大分工場ＳＴ－２炉	R7.6.17			0		燃え殻
	R7.11.6	0.0000003	1			
	R7.12.16			0		燃え殻
	R8.3.16			0		燃え殻
王子マテリア㈱大分工場	R7.5.14	0.0064	0.1	0.013		
	R7.11.14	0.000018	0.1	0.012		
西ノ洲環境㈱一般炉	R7.7.30	0.000061	10	0.16		
	R7.7.30				3.8	ばいじん（一般炉＋スラッジ炉共通）
西ノ洲環境㈱スラッジ炉	R7.7.29	0.0000098	10			
	R7.7.30			0.0000054		
東亞合成㈱大分工場F-8002	R7.5.20	0.00000029	10			
東亞合成㈱大分工場F-8006	R7.5.17				0.00076	飛灰
	R7.5.22	0	5			
㈱エスプレス大分	R7.9.3	0.61	5	0.13	1.4	
鶴崎共同動力㈱鶴崎事業所XP1	R7.4.9	0.00081	10	0.33		燃え殻
鶴崎共同動力㈱鶴崎事業所XP11	R8.1.21	0.0000013	10	0		燃え殻
鶴崎共同動力㈱鶴崎事業所L１F601	R7.4.2	0.0000036	1	0.00000014		燃え殻
佐野清掃センター1号炉	R8.1.9	0.00042	0.1		1.2	飛灰
佐野清掃センター2号炉	R7.11.19	0.00016	0.1		1.7	飛灰
佐野清掃センター3号炉	R7.11.19			0	1.3	溶融スラグ、飛灰
	R7.11.20	0.00073	0.1			
福宗清掃工場1号炉	R7.11.26				0.29	飛灰(1,3号炉混合)
	R7.11.27	0	1	0.021		焼却灰（1,2,3号炉混合
	R7.11.27			0.5		セメント固化灰（1,2,3号炉混合）
福宗清掃工場2号炉	R8.1.15			0.5		セメント固化灰（1,2,3号炉混合）
	R8.1.16	0.0016	1	0.021		焼却灰（1,2,3号炉混合）
福宗清掃工場3号炉	R7.11.26				0.29	飛灰(1,3号炉混合)
	R7.11.27			0.021		焼却灰（1,2,3号炉混合）
	R7.11.27			0.5		セメント固化灰（1,2,3号炉混合）
	R7.11.28	0.0014	1			
大分県大分家畜保健衛生所	R7.11.20			0		
	R7.12.18	0.00085	5			
(有)西工業	R8.2.6	0.019	5			
	R8.2.7			0.012	0.28	飛灰
㈱マイカン	R8.3.23	0.0048	5	0.0083	0.01	飛灰

2　設置者による測定がなかったもの

工場・事業場の名称	試料採取日	測定結果				備考
		排出ガス		ばいじん等		
		排出ガス濃度 (ng-TEQ/m³N)	適用基準 (ng-TEQ/m³N)	焼却灰 (ngTEQ/g)	ばいじん (ngTEQ/g)	
住友化学㈱大分工場ＳＴ－１炉						休止中
㈱富士重機クレーン						休止中
(有)幸建企画						休止中
㈱聖晃産業						休止中

第４　自動車騒音

幹線道路に面する地域における環境基準の達成状況を把握するため、騒音規制法第 18 条に基づき、自動車騒音の常時監視を行った。

延長 3,155.4㎞の主要幹線道路に面する騒音の影響を受ける地域のうち、93,864 戸の住居等について評価した結果は表４のとおりであり、91,888 戸(全体の 97.9%)の住居等で環境基準を達成し、令和６年度の全国集計値（95.6%）を上回る結果であった。

表４　環境基準達成状況の評価結果

	評価区間		評　価　結　果　（単位：戸）				
	延長（単位：km）	数（単位：区間）	住居等戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
高速自動車国道	125.4	53	1,284	1,269	5	7	3
				(98.8%)	(0.4%)	(0.5%)	(0.2%)
一般国道	968.7	466	34,234	32,749	331	247	907
				(95.7%)	(1.0%)	(0.7%)	(2.6%)
県　　道	2,048.1	663	55,297	54,709	236	209	143
				(98.9%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.3%)
４車線以上の市町村道	13.2	18	4,842	4,841	0	0	1
				(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合　　計（注）	3,155.4	1,200	93,864	91,888	550	440	986
				(97.9%)	(0.6%)	(0.5%)	(1.1%)

（注）合計欄の戸数は、重複して計上している戸数の分を除いて集計している。

第５　環境放射能水準調査

昭和 63 年度から、国からの委託を受け、環境放射能の監視を継続して行っている。

令和 7 年度における空間放射線量率の県内 5 局での常時監視結果、大気浮遊じん、大気降下物、上水、土壌、精米、野菜類、牛乳に含まれる人工放射性物質の濃度調査の結果は表 5-1、5-2 のとおり、過去の調査結果と同様の結果であった。

なお、土壌から人工放射性物質であるセシウム-137 が検出されているが、これまで行った調査結果と同程度である。

表 5-1　空間放射線量率

測定年月	モニタリングポスト(μSv/h) 大分市高江 （衛生環境研究センター）			モニタリングポスト(μSv/h) 大分市佐賀関 （大分市佐賀関大気測定局）			モニタリングポスト(μSv/h) 佐伯市 （大分県立佐伯豊南高等学校）			モニタリングポスト(μSv/h) 日田市 （大分県日田総合庁舎）			モニタリングポスト(μSv/h) 国東市 （大分県立国東高等学校）		
	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値
令和7年4月	0.047	0.062	0.049	0.042	0.075	0.045	0.047	0.070	0.051	0.034	0.060	0.037	0.037	0.072	0.039
5月	0.047	0.065	0.049	0.042	0.074	0.045	0.046	0.072	0.050	0.034	0.062	0.037	0.036	0.079	0.040
6月	0.046	0.070	0.050	0.041	0.078	0.046	0.046	0.073	0.051	0.033	0.070	0.038	0.036	0.070	0.040
7月	0.046	0.062	0.048	0.041	0.058	0.045	0.045	0.058	0.050	0.035	0.052	0.037	0.037	0.052	0.039
8月	0.047	0.088	0.050	0.042	0.113	0.047	0.034	0.061	0.054	0.034	0.102	0.038	0.037	0.097	0.041
9月	0.046	0.063	0.049	0.042	0.063	0.045	0.035	0.074	0.050	0.033	0.048	0.037	0.037	0.058	0.039
10月	0.047	0.077	0.049	0.043	0.075	0.046	0.047	0.073	0.051	0.035	0.068	0.038	0.037	0.063	0.040
11月	0.047	0.055	0.049	0.043	0.059	0.045	0.047	0.065	0.050	0.035	0.057	0.038	0.037	0.070	0.039
12月	0.047	0.067	0.049	0.042	0.075	0.045	0.047	0.080	0.051	0.035	0.057	0.039	0.037	0.069	0.039
令和8年1月	0.047	0.052	0.049	0.044	0.059	0.045	0.048	0.058	0.051	0.034	0.048	0.038	0.036	0.060	0.039
2月	0.047	0.074	0.050	0.043	0.081	0.046	0.046	0.089	0.052	0.034	0.083	0.039	0.037	0.071	0.040
3月	0.047	0.071	0.050	0.041	0.085	0.046	0.046	0.081	0.051	0.034	0.079	0.038	0.037	0.067	0.040
年間値	0.046	0.088	0.049	0.041	0.113	0.046	0.034	0.089	0.051	0.033	0.102	0.038	0.036	0.097	0.040

備考 1　μSv/h　：1 時間あたりの実効線量

表 5-2　環境試料中の放射性物質濃度

試料名		試料数	採取場所	単位	核種名 ヨウ素-131	核種名 セシウム-134	核種名 セシウム-137
大気浮遊じん		4	大分市	mBq/m^3	N.D	N.D	N.D
大気降下物		12	大分市	MBq/km^2	N.D	N.D	N.D
上水		1	大分市	mBq/L	N.D	N.D	N.D
土壌	(0～5㎝)	1	竹田市	Bq/kg･乾土	N.D	N.D	30
	(5～20㎝)	1	竹田市	Bq/kg･乾土	N.D	N.D	7.8
精米		1	宇佐市	Bq/kg･生	N.D	N.D	N.D
野菜類		2	宇佐市	Bq/kg･生		N.D	N.D
牛乳(原乳)		1	竹田市	Bq/L	N.D	N.D	N.D

備考 1　Bq　：1 秒間あたりの放射性核種の崩壊数

2　N.D：検出されない